

昭和五十六年十一月二十日受領  
答 弁 第 一 一 号

(質問の 一一)

内閣衆質九五第一号

昭和五十六年十一月二十日

内閣総理大臣 鈴木善幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員小林進君提出社会保険診療報酬に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小林進君提出社会保険診療報酬に関する再質問に対する答弁書

一について

個々の診療報酬点数は、社会医療診療行為別調査の結果による保険医療機関の各診療行為の頻度を考慮し、各診療行為ごとの点数の均衡及び各診療科ごとの診療報酬の均衡が図られるよう、また、全体として、保険医療機関としての健全な経営と保険医療が確保されるよう設定されているものである。

二について

診療報酬の改定については、医療機関の経営状況等を総合的に勘案し、慎重に対処してまいりたい。

右答弁する。